

平成27年(ワ)第180号 南相馬市原発損害賠償請求事件

原告 高田一男 外150名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

## 準備書面 (10)

～前橋地裁判決を踏まえた責任論の審理の在り方～

2017 (平成29) 年5月2日

福島地方裁判所 いわき支部 御中

原告人ら訴訟代理人 弁護士 広 田 次 男



同 同 大 木 一 俊



同 同 坂 本 博 之



同 同 深 井 剛 志



同 同 野 崎 嵩 史

A red circular seal impression containing the name '深井剛志' (Shihei Tsunehiko) and the title '特任弁護士' (Special Attorney).

1

## 第1 はじめに

平成29年3月17日、本件事故により群馬県に避難をした避難者らが提訴した原子力損害賠償群馬訴訟（前橋地裁平成25年（ワ）第478号）の判決が、前橋地裁で言い渡された（以下、「前橋地裁判決」という）。

前橋地裁判決では、被告における本件事故に対する予見可能性及び結果回避可能性を認め、被告及び国に対する避難者らへの損害賠償責任を認めたものである。

本書面では、前橋地裁判決における認定を基に、本訴訟における責任論の審理の在り方について、主張するものである。

## 第2 被告らの主張

被告は、本訴訟において、「我が国の法体系上、原子炉の運転等に起因する原子力損害の賠償に関しては、原賠法に基づく原子力損害賠償制度の体系の下で、無過失責任だけではなく、責任集中や損害賠償措置義務の制度、さらには政府による援助など、同法に定められた一体としての原子力損害賠償制度の下で賠償が進められることによって、被害者の保護と原子力事業の健全な発達に資するものとされているのであり、同法の適用範囲において、責任原因規定としての民法709条の適用は排除されると解される」（被告準備書面（3）10頁）とし、「原子力損害の賠償責任については民法709条は適用されない」（被告準備書面（3）12頁）と、本件事故に対する民法709条の適用を否定し、被告の責任に関する審理は不要と主張している。

## 第3 前橋地裁判決における709条適用の有無についての判断

前橋地裁判決は、民法709条の適用について、

「原賠法には、その制度趣旨に特定の政策的配慮が含まれており、私的自治の原則の下に過失責任を定める民法上の不法行為の規定と原賠法の制度趣旨には本質的な差異がある」とし、「原子力事業者以外の第三者の責任を排除し、原則として求償

権も制限されること、政府の援助の規定があることに照らせば、原賠法3条1項は民法709条の特則を定めたものであって、原賠法3条1項が適用される場合においては、民法上の不法行為の責任発生要件に関する規定はその適用を排除されると解するのが相当である」

と、本件事故に対する民法709条の適用を排除した（前橋地裁判決99頁～100頁）。

しかしながら、すでに原告らが主張した通り、原賠法1条に定める同法の目的との関係、同法4条1項の文言解釈、裁判例の解釈上も、原賠法3条1項は、原子力事業者に対する民法709条の適用を排除するものではない。

前橋地裁判決が、民法709条の適用を排除した実質的な理由は、民法709条の責任が認められた場合、第三者への求償が可能となり、責任を原子力事業者に集中した原賠法4条の趣旨に反するという点にある。しかし、そうであれば、第三者との求償関係においては、原賠法4条の趣旨から求償を制限すればよいだけであり、何ら実質的な理由となっていない。

したがって、適用法条に関する前橋地裁判決の判断は、原賠法の解釈を誤ったものであって、不当のそしりを免れない。

#### **第4 前橋地裁判決における責任論判断**

##### **1 慰謝料算定の考慮要素について**

しかしながら、一方で、前橋地裁判決は、  
「被告らの非難性が、特に非難に値する事実に基づくような場合には、これを慰謝料増額の考慮要素として評価した上で慰謝料額を算定すべきである」

と、加害者の故意・過失の有無及び程度が慰謝料増額の考慮要素になると判示している（前橋地裁判決214頁）。この判示は、原告らが主張する、原賠法3条1項による慰謝料請求がなされた場合であっても、故意・過失

の有無及び程度が慰謝料増額の考慮要素になるという主張に沿う判断である。

## 2 前橋地裁判決が認めた過失の根拠事実

そして、そのうえで、前橋地裁判決は、

①被告東電が、本件原発の非常用電源設備を浸水させる規模の津波の到来につき遅くとも平成14年7月31日から数か月後に予見可能であったにとどまらず、遅くとも平成20年5月の時点において、予見していたものであること、

②被告東電は、通商産業省から、同省が、4省庁報告書及び7省庁手引の策定当時、その時点における津波数値解析計算の精度について、二倍程度の誤差があり得ると指摘されていたことから、津波数値解析計算の結果の二倍で津波高を評価した場合に各原子力発電所が受ける影響と、考えられる対策の検討を要請され、これを試算した結果、本件原発は、冷却用海水ポンプが被水するとの結果を得たにもかかわらず、これに対する対策を講じるのではなく、波源の設定誤差については、少なくとも最大規模の津波を想定する場合には、ばらつきを考慮しなくてよいとの理論を提出することによって、通商産業省の顧問の理解を得る方針としたこと

③被告東電は、原子力発電施設が他に例のない危険性を有し、事故が発生した場合の被害が深刻かつ重大であるにもかかわらず、4省庁報告書を作成した委員会における資料である「津波防災計画策定指針(案)」から、「常に安全側の発想から」という文言を削除すべきという提案をし、自らも経済的合理性を優先した対策を講じたにとどまったこと

④被告東電は、津波評価技術が、稀に到来する波高の高い津波を対象と

しておらず、津波評価技術による想定を上回る津波の到来時の対処方法を考えておく必要のあることを認識しながら、そうした対策を講じなかったこと

⑤被告東電は、長期評価が公表され、長期評価に基づいて、速やかに津波評価技術による津波高の想定を見直すべきであったのに、これを行わなかったこと

⑥被告東電は、保安院の担当者から、平成19年4月4日、「地震は設計を超えても設備側に余裕がある。津波、特に上昇側はあるレベルを超えると炉心損傷に至ることを気にしている。」という考えを示された際、検討した対応策は、海水ポンプの水密化や建屋の設置程度であり、しかもこれらを実施しなかったこと

⑦被告東電は、被告東電の担当者が平成20年4月頃、長期評価の知見に基づく津波試算（平成20年試算）を行い、津波対策は不可避と記載した書面を作成したにもかかわらず、長期評価の知見に基づく対策を講じなかったこと

⑧被告東電は、平成20年10月に佐竹論文を受け取り、また、阿部勝征から、長期評価を無視するためには、推進本部の見解に対応するような津波が過去に発生していないことを示すのも一案であるとの指摘を受けたことから、津波堆積物調査を実施する方針としたこと

⑨本件結果回避措置の実施が、費用及び期間において、容易ということができたものであったこと

⑩被告らは、被告東電が、被告国から、原子力の利用につき、その安全確保に細心の注意を払い、万全を期することを前提とした最新の科学的知見に基づいた厳正な安全規制を受け、我が国の原子力発電は安全であるとしていたこと

の計10の事実を認定した（前橋地裁判決215頁～217頁）上で、

「被告東電は、原子力発電施設には一度炉心損傷が生じてしまった場合、取り返しのつかない被害が多数の住民に対して生じてしまうという性質があり、原子力災害が発生した場合の被侵害法益は、生命を含む極めて重要なものであって、かつ、その被害者が極めて広汎に及び得るものであるにもかかわらず、原子力事業者として特に許可を受けてこれを取り扱うという、責任のある立場にあり、原子炉施設が想定される津波によって原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、電気事業法39条1項及び省令62号4条により、防護措置等の適切な措置を講ずべき義務を負っていたのであるから、本件原発における津波対策において、常に安全側に立った対策をとるという方針を堅持しなければならないのに、経済的合理性を安全性に優先させたと評されてもやむを得ないような対応をとってきたこと、本件事故の原因である本件原発の敷地地盤面を超えて本件原発の非常用電源設備を浸水させる規模の津波の到来について予見したのであるから、津波堆積物調査を行うよりも先にまず、対策を取るべきであり、かつ、それは容易なものであったのに、本件結果回避措置のうち、電源車の高台配備等の暫定的な対策さえ実施しなかったこと、規制当局から炉心損傷に至る危険の指摘を受けていながら、長期評価に基づく対策を怠ったというべきことを指摘することができる」と、故意責任にも匹敵しうる、被告のきわめて重い過失責任を認めており（前橋地裁判決217頁～218頁）、

「被告東電には、本件事故の発生に関し、特に非難するに値する事実が存するというべきであ」

ると、被告の悪質性、避難性が強いことを認め、慰謝料増額事由として考慮している（前橋地裁判決218頁）。

## 第5 まとめ

以上の通り、前橋地裁判決は、民法709条の適用を排除しても、なお、

実質的に被告の責任の有無について判断を行っているのである。

現在、被告は、民法709条の適用はないとして、責任論に関する原告らの主張に対して、実質的な反論を行っていない。

しかしながら、本件事故について、被告の責任に関する部分は、上記の通り、十分に審理されなければならない。

したがって、本件訴訟において、被告の責任にかかる原告らの主張についても審理の対象とすべきであるから、裁判所におかれては、そのことを踏まえた訴訟進行をお願いする次第である。

以上